

マージン率等の情報提供について

① 令和6年6月1日付け 派遣労働者数

0人

② 令和5年度(令和5年3月1日～令和6年2月29日) 派遣先事業所数(実数)

実績なし

③ 令和5年度(令和5年3月1日～令和6年2月29日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

実績なし

④ 令和5年度(令和5年3月1日～令和6年2月29日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

実績なし

⑤ 令和5年度(令和5年3月1日～令和6年2月29日) マージン率

実績なし

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※百分率(%)表記にした場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。
※マージン率の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供する
ことを原則とする。
※また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が
自社のマージン率について理解しやすくすることが望ましい。

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☐ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働)

☒ 締結していない

※協定の締結の有無等の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を
を提供することを原則とする。

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注)キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
品質・環境マニュアル教育	雇入時	OFF-JT	無償	有給
機密情報管理規定教育	雇入時	OFF-JT	無償	有給
モラル・マナー教育	雇入時	OFF-JT	無償	有給

キャリアアップに資する教育訓練概要

様式第3号-2(第1面)

	キャリアアップ 措置の種別	具体的な教育訓練	職 種	1年目	2年目	3年目	4年目
①	1	新入社員教育	製造業	・ビジネスマナーと基本行動 ・報連相について ・コンプライアンス等			
②	1	工場ルール、製品、品質知識	製造業	・5Sについて・品質について ・各工場で注意点・製品の取り扱い・守秘義務等			
③	2	OA機器操作	製造業		・EXCELとは ・セル操作 ・パソコンの基本操作等		
④	2	電気機器基礎知識	製造業		・産業用ロボットにおける 低圧用の安全作業用具に 関する基礎知識等		
⑤	4	リーダー就任研修	製造業			・リーダーに求められる役割 ・職場でのコミュニケーション方法・PDCAを活用した管理等	
⑥	3	介護研修	製造業				・介護とは ・介護の基本について ・介護現場見学等
⑦							
⑧							

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口

電話番号 0978-63-5881

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

事業所名 株式会社 木村コーポレイション
許可番号 派44-020008